

本要請の背景事情

本要請の背景にある事情を、以下に概略的に述べさせていただきます。

第一 はじめに

宗教団体や過激な思想信条（疑似科学、疑似医学、スピリチュアル、政治思想、占い、反ワクチン等）（以下、「団体等」とします。）の信者、あるいは信奉者になった大人の陰には、子どもたちへの人権侵害が疑われるという問題があります。いわゆる「2世問題」（3世以降の世代も含む。）です。なお、ここでは、「宗教2世」という言葉は避けました。「2世問題」を産むのは宗教だけではないからです。「カルト2世」という言葉も避けました。「カルト」の持つネガティブなニュアンスは2世当事者の存在そのものに対して差別的ニュアンスを与えかねないからです。

団体等の教えに従う親の、一般社会の「常識」から著しく逸脱した特有の価値観に基づいて育てられた子どもたちが成長する過程では、普通の子どものらしい行動を規制する親との葛藤、団体等の独特の教えへの服従、団体等への全体主義的な忠誠、親が団体等に多額の出費をすることによる貧困、貧困による進学などへの負の影響、団体等での活動の強制、学校での価値観の異なる教師や同級生と関わることの困難やいじめなどの問題があります。

社会人になる際にはより大きな困難が生じます。たとえ団体を離れることが出来ても、団体等や団体等から離れていない親からの干渉、家族との事実上の絶縁、不十分な教育や職業訓練、自立する経済的な原資の不足、団体等を「裏切った」という不安感、恐怖感や罪悪感との葛藤、そして、何より。自分の苦しみを相談する相手がいないという孤立感です。

その上に、団体に帰属したままで経済的に困窮する親が高齢になると、団体を離れた2世が、今度は親の扶養や介護の問題に直面させられるケースもあります。

2世問題でまず認識しておかなければならないのは、2世問題は「児童虐待」の側面が大きい問題であるということです。親の信教の自由や自己決定権が実現されることによって、自己決定権をはじめとする子（2世）の人権の侵害が引き起こされるという現象は、児童虐待の新たな類型として認識されるべきであり、この問題に適切に対応するためにはカルト問題への一般的理解に加えて、異なるアプローチも必要とされます。

第二 2世の人権侵害状況

2世は親を通して、あるいは直接的に、カルト的団体から以下のような人権侵害を受けており、児童虐待防止法上の児童虐待に該当するものも多。また同法の現在の運用のなかではグレーゾーンに該当するものも多く、児童の最善の利益を優先した対応が求められています。

- ① 信教の自由の侵害：出生時から、あるいは幼少期から、両親と同じ信仰や信念に従うことを強制され、選択肢を与えられない。

- ② 教育を受ける権利の侵害：進学先や進学そのものの選択を制限される、学校に行けなくなるような教義や信念を植え付ける、教育費を献金や霊感商品に費消して進学可能性を奪う。
- ③ 幸福追求権の侵害：服装、交友関係、外出、飲食、外部の情報との接触等の生活全般を、教義や信念に基づき制限し、あるいは厳しく管理する。
- ④ 婚姻の自由の侵害・幸福追求権の侵害：信者以外との結婚や、異性・同姓との恋愛関係を禁止される。
- ⑤ 身体的虐待：団体の教義や信念に反する行為、教義や信念に基づく親の指示に従わない場合の体罰、物理的な拘束。
- ⑥ ネグレクト：団体の行事への参加や宣教（勧誘）活動等を優先した育児放棄。
- ⑦ 著しい心理的外傷を与える言動：「サタン」「悪魔」「死ぬ」等の暴言、激しい情動を伴う研修やセラピー等への参加、強い恐怖心を誘発する映像を長時間見せる、団体の信仰や信念に基づく生活を外部に秘密にさせたり嘘を言わせる等。
- ⑧ 医療ネグレクト：体調不良を信仰の不足によると断言する、親が病院への付添を拒否する、通常の医療へのアクセスを制限する言動、特定の医療措置の拒否。
- ⑨ 第三者からの人権侵害：2世であることが原因となる、学校等での差別やいじめ。

第三 2世問題への専門的知見の必要性

相談対応者に2世問題についての理解がないことが原因して、支援を求める2世当事者をかえって落胆させ、精神的に追い詰める場合があります。例えば、以下のような知見が特に必要です。

- ・ 2世が抱える問題は、当人とカルト的団体の関係性、親とカルト的団体の関係性、当人と親との関係性、さらには当人や親と周囲の親族や社会との関係性、関与していたカルト的団体の性質といった多様かつ重要な要素が複雑に入り組んでおり、個人差が極めて大きいこと。
- ・ 2世自身が、自らが抱える問題を明確に自覚したり、整理して客観視することが難しい場合が多く、たとえ問題を自覚しても第三者に対して表現するのが困難な場合が多いこと。
- ・ 児童虐待の疑いから親に対して指導や注意をしても、親は信仰や信念に基づき「正しい」行いをしていると確信しているため、逆に介入する第三者を「サタン」や「正しい道を妨害する者」と認識し、子（2世）に対する虐待的扱いを強化する場合があること。
- ・ 脱会2世への対応に当たっては、団体との物理的な縁が切れていたとしても、団体の信仰や信念による影響が完全に消滅することはなく、そのこと考慮しなければ2世本人の自覚とは異なる対応となり、「理解してもらえなかった」という落胆につながりかねないこと。

- ・ 日本より先んじて2世問題が社会的に認識されてきた欧米において、多くの2世信者がPTSDを抱えていると証言しており、日本においても同様に心理的ケアを要する2世が多数潜在していると思われること。

第四 親の信教の自由との関係

日本が批准している「子どもの権利条約」はその第14条1項及び2項において、以下のとおり定めています。

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

子どもに宗教教育を行う親の自由は無制限のものではなく、宗教教育は「児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法」によるべきであり、ましてや、宗教的信念を理由に虐待と評価すべき行為を行う自由は保障されるものではありません。

以上のとおり、親の信仰や宗教的信念、また親が信じる宗教等の団体の行為が個々の2世に与える影響は、生活や成長過程、ひいてはその後の人生の全般に及んでおり、ここで述べた概略的な背景事情は、その一部を示したものに過ぎないことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上